#### 安高商公示第1号

安芸高田市田んぼアート公園整備事業調査設計等業務について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の特定を行うため参加者を募集する。

令和元年12月16日

安芸高田市長 浜田 一義

## 1 業務の概要

- (1)業務名 安芸高田市田んぼアート公園整備事業調査設計等業務
- (2)業務内容

本業務は、田んぼアート事業実施計画に基づき、田んぼアート公園整備工事に係る 調査設計等業務を委託するもので、内容の詳細は安芸高田市田んぼアート公園整備 事業調査設計等業務公募型プロポーザル実施要領及び安芸高田市田んぼアート公園 整備事業調査設計等業務公募型プロポーザル仕様書による。

- (3) 履行期限 契約締結の翌日から令和2年3月31日 (火) まで
- (4)業務規模業務の予算上限額は以下のとおりとする。 5,670,500円(消費税相当額を含む)

### 2 参加資格及び評価基準

- (1) 参加表明者の提出者に要求される資格 参加を申し込む者は、参加申込日において次の要件全てに該当すること。
  - ①令和元年度・令和 2 年度安芸高田市測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名 簿に登載され、「建築関係」建設コンサルタント業務の認定をされている者。
  - ②広島県内に本店を有している者。
  - ③地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
  - ④建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
  - ⑤参加意向申出書及び技術提案書の提出の日から契約締結の日までの間において、安芸高田市建設業者等指名除外要綱に基づく指名除外を受けていないこと。この場合において、国及び県工事等において指名除外がある場合も参加資格がないものとする。
  - ⑥この設計を担当する管理技術者は、平成21年4月1日以降に元請人又は設計共同企業体の構成員(代表者に限る。)の管理技術者として、道の駅やサービスエリア又はこれに類似する施設の基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有すること。ここでいう「これに類似する施設」とは、国土交通省が定める「官庁施設の設計業務等積算要領(別表)」の別表1-1建築物の類型の第五号に該当する施設を指し、延べ床面積が700㎡以上(新築に限る。)のものとする。
  - ⑦単体企業であること。

- (2) 技術提案書の提出者を選定するための評価基準
  - ア 企業における平成21年4月1日以降の同種又は類似業務の実績
  - イ 企業における資格保有状況
  - ウ 専門分野の技術者資格
  - エ マーケティング、ブランディング等に関する実績
- (3) 技術提案書を特定するための評価基準
  - ア 業務への取組体制及び動員計画
  - イ 田んぼアート公園計画を実現する方法
  - ウ 設計上の配慮事項
  - エ 業務内容、業務背景、手続きの理解度
  - オ 課題に対する技術提案の的確性・創造性・実現性
  - カ 見積書
  - キ ヒアリングを踏まえた総合評価

#### 3 手続等

(1) 担当課

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市産業振興部商工観光課 電話0826-47-4024 ファクシミリ0826-42-1003

電子メール shokan@city.akitakata.jp

- (2) 説明書の入手方法等
  - ア 入手期間 令和元年12月16日(月)から令和元年12月24日(火)までイ 入手方法 安芸高田市ホームページからダウンロードする。
- (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
  - ア 提出期間 令和元年12月16日 (月) から令和元年12月24日 (火) まで
  - イ 提出場所 (1)に同じ。
  - ウ 提出方法 持参又は郵送による。
- (4) 技術提案書の提出要請日、提出期間並びに提出場所及び方法
  - ア 提出要請 令和元年12月26日 (木)
  - イ 提出期間 令和元年12月27日(金)から令和2年1月23日(木)まで
  - ウ 提出場所 (1)に同じ。
  - エ 提出方法 持参又は郵送による。

# 4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3 (1) に同じ。